

実地指導結果

サービス種別：特定施設入居者生活介護

令和元年6月30日現在（「事業所所在地」「事業所名」は実地指導日現在）

申請者名	事業所所在地	事業所名	実地指導日	文書による指摘の内容	指摘に対する是正状況	備考
社会福祉法人ふるさと自然村	安芸市	ケアハウス安芸	H30.10.16	1 看取り介護加算の算定に当たり、厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして届け出ているにもかかわらず、看取りに関する指針の見直しを行っていないことが認められた。	改善済	
社会福祉法人ふるさと自然村	南国市	ケアハウスつくしんぼ	H30.10.4	1 運営規程に実態と相違する事項（従業員の員数）が認められた。	改善済	
社会福祉法人ふるさと自然村	南国市	ケアハウスたんぼ	H30.10.3	1 運営規程に実態と相違する事項（従業員の員数）が認められた。	改善済	
医療法人みずほ会	土佐市	介護付有料老人ホームケアビレッジたかおか	H30.10.11	1 身体的拘束等の適正化について、次の（１）及び（２）の不適切な事例が認められた。 （１）利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合ではないにも関わらず身体的拘束を行っていた。 （２）身体的拘束を行う場合に、利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録していない。 2 運営規程に不足する事項（利用者が介護居室又は一時介護室に移る場合の条件及び手続）及び実態と相違する事項（介護職員の員数）が認められた。 3 南海トラフ地震その他の非常災害に対する防災対策マニュアルについて、必要に応じて点検及び見直しを行っていないことが認められた。 4 防災対策マニュアルの概要を掲示していないこと及び定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っていないことが認められた。 5 介護報酬の額の算定に当たり不適切な事例（うへの1（2）に該当するにもかかわらず、身体拘束廃止未実施減算として定められた単位数を所定単位数から減算していない。）が認められた。 6 看取り介護加算について、厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして届け出ているにもかかわらず、看取りに関する職員研修を行っていないことが認められた。	改善済	
株式会社優美	四万十市	有料老人ホーム愛夢しまんと	H30.9.26	1 運営規程に実態と相違する事項（生活相談員及び計画作成担当者の員数）が認められた。	改善済	
社会福祉法人ふるさと自然村	香南市	ケアハウス菜の花	H30.11.1	1 運営規程に変更があったにもかかわらず、その旨を届け出していないことが認められた。 2 利用者に対する指定特定施設入居者生活介護の提供により事故が発生した場合に、市町村、当該利用者の家族に連絡を行っていないことが認められた。	改善済	